

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

6-1 まちなか居住の推進の必要性

<現状分析>

- ・中心市街地の人口は平成31年3月末には10,520人となっており、平成18年度から比較して25.6ポイント増加している。また、本市に占める割合は2.0%であり、平成18年度と比較して約0.5ポイント増加している。
- ・超高齢化社会を迎える中、中心市街地では緩やかな減少傾向がみられ、本市の高齢者人口比率は、平成18年度の18.7%から平成30年度では26.1%に達したが、中心市街地では平成30年度では23.4%と、本市全体を下回った。これは近年の民間マンションの急増により若者世代の流入が増加している影響と考えられる。
- ・しかしながら、中心市街地の高齢者人口は年々増加しており、増え続ける高齢者への対策も重要である。また、中心市街地の平均世帯人員は平成30年度で1.84人となっており、本市全体の2.28人と比較して、単身者が増加していることがうかがえる。
- ・このように、中心市街地では前々計画からの取組みによる効果も現れ、まちなかの居住者は増加傾向となっているものの、高齢者の増加や若者世代の流入、単身者の増加等、居住者の多世代化・多様化が進んでいる。

<事業の必要性>

- ・多様な都市機能を集積することにより、中心市街地の魅力をさらに向上させるとともに、すべての人が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進める等、まちなか居住の魅力を高めていく必要がある。
- ・市街地における都市基盤整備や建築物の耐震化等を進めることにより、防災性を向上させるとともに、まちなか居住人口の増加を図る施策を推進する必要がある。

<フォローアップ>

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

6-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路市文化コンベンションセンター整備事業(再掲)</p> <p>【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター 面積:36,423㎡ ・キャスティ21公園</p> <p>【実施時期】 平成27年度 ~令和2年度</p>	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャスティ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)(再掲)</p> <p>【内容】 ・面積:約7.4ha ・区画道路 幅員4.0m～11.5m 延長:1,584m ・特殊道路 横断歩道橋:現況利用 延長:86m ・公園(街区公園2箇所) 面積:2,250㎡</p> <p>【実施時期】 平成19年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>【位置づけ】 姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。</p> <p>前々計画から継続して土地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。</p> <p>当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)</p> <p>【実施期間】 令和2年度 ～令和6年度</p>	
<p>姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲)</p> <p>【内容】 面積:約45.45ha</p> <p>【実施時期】 平成元年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>都市構造再編集中支援事業(道路事業)</p> <p>令和2年度 ～令和6年度</p>	

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地における優良な共同住宅の供給支援を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	民間等	<p>市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、防災上危険な木造老朽家屋の密集する市街地において、土地の利用の共同化、高度化、防災性の向上等に寄与する優良建築物等の整備を促進し、建築更新を進めるものである。</p> <p>公開空地等を設置する等により都市の防災性を向上させ、まちなかの居住人口増加を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		